

第 1 章

総 説

第1節 川口市の概要

1 位置

川口市は埼玉県南端に位置し、荒川を隔てて東京都に接しています。また、県内では戸田、蕨、さいたま、越谷、草加の各市と隣接しています。市の大部分が、都心から10～20km圏内に含まれます（図1.1.1）。



図1.1.1 川口市の位置

2 人口・世帯数の推移

平成31年4月1日現在、本市の人口は604,675人（住民基本台帳上の日本人および外国人の数）であり、県内では、さいたま市（政令指定都市）に次ぐ人口規模の大きな都市です（図1.1.2）。

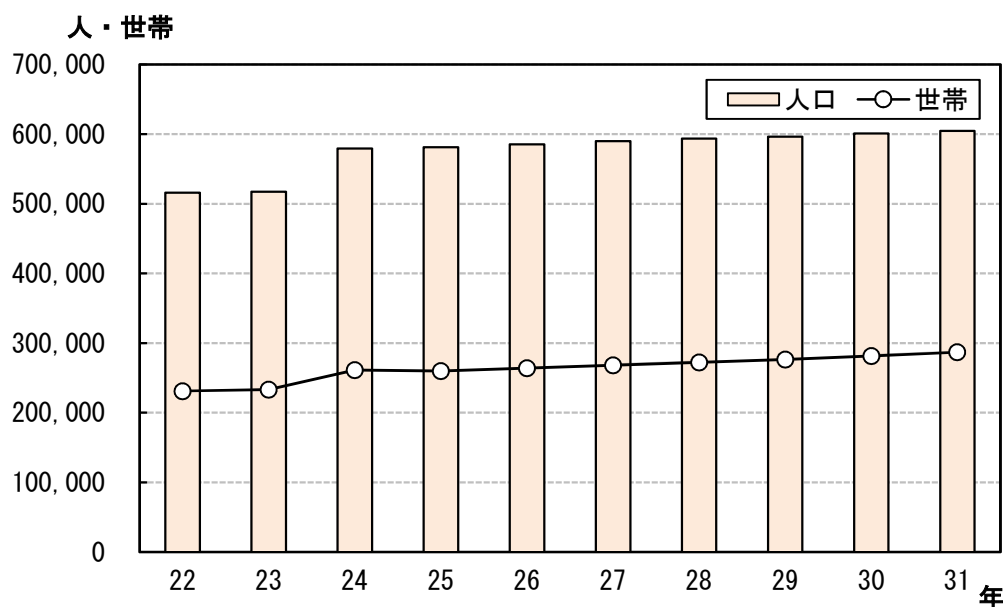


図1.1.2 人口・世帯数の推移

- 1) 各年4月1日現在
- 2) 平成23年10月11日に合併したため、平成24年以降、旧鳩ヶ谷市分の人口・世帯数を加算している

3 気候

平成30年の気温は、年平均気温16.8℃、最高気温39.6℃（7月）、最低気温-4.0℃（1月）でした（図1.1.3）。また、平成30年の降水量は、年降水量1274.5mm、最高月降水量350.0mm（9月）、最低月降水量14.0mm（1月）でした（図1.1.4）。

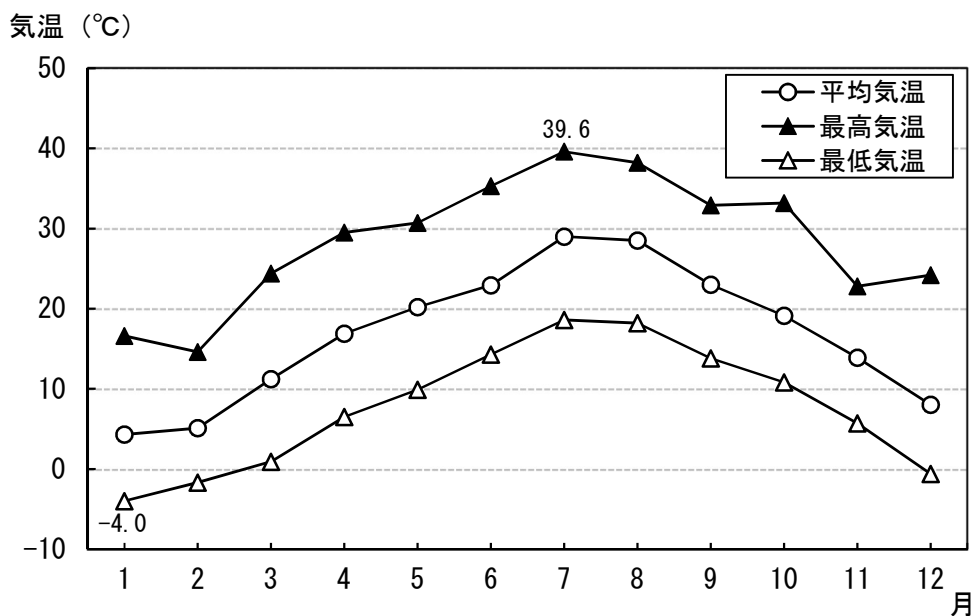


図 1.1.3 平成30年 月別気温

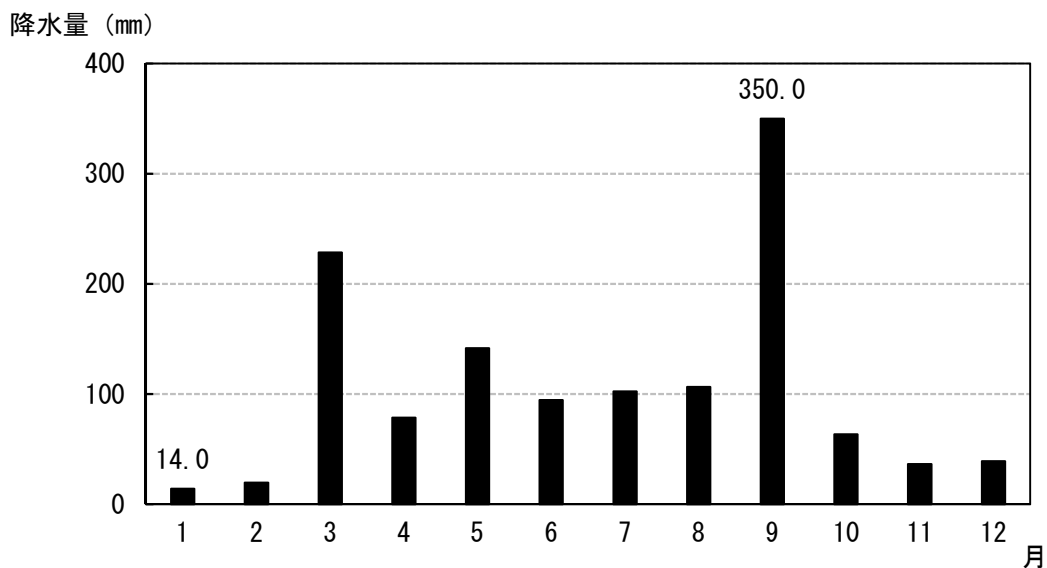


図 1.1.4 平成30年 月別降水量

4 土地利用

平成30年1月1日現在、地目別面積は61.95km²であり、宅地が約5割です(図1.1.5)。また、用途地域別面積は61.97km²であり、うち市街化区域が54.67km²、市街化調整区域が7.30km²です(図1.1.6)。

地目別面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」により国土地理院が公表しており、本市の面積は61.95km²となっています。なお、用途地域別面積は、「都市計画法」により本市が決定していることから、これらが一致しません。

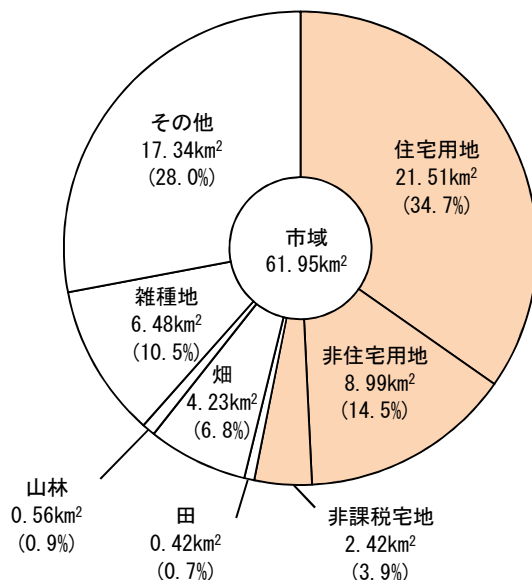


図 1.1.5 地目別面積

- 1) 平成30年1月1日現在
- 2) 面積(km²)は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある
- 3) 割合(%)は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

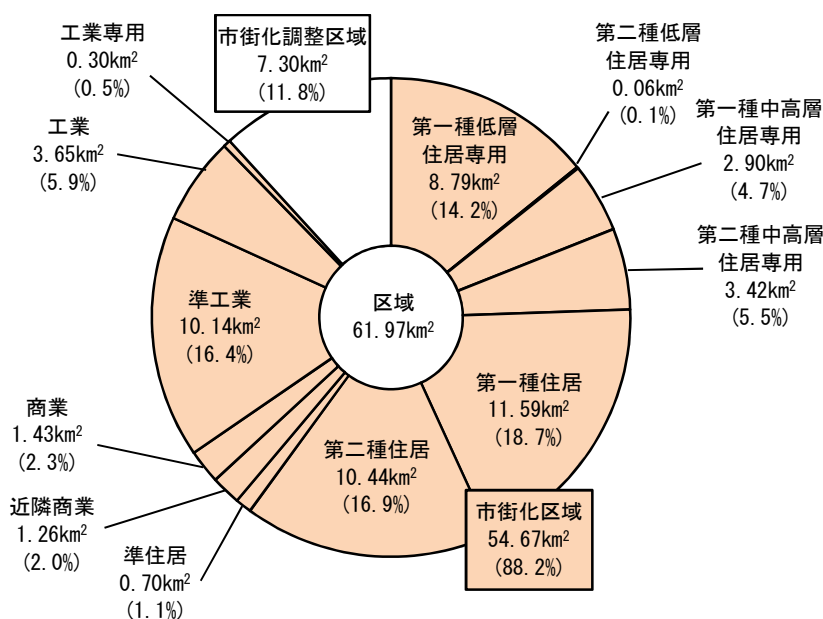


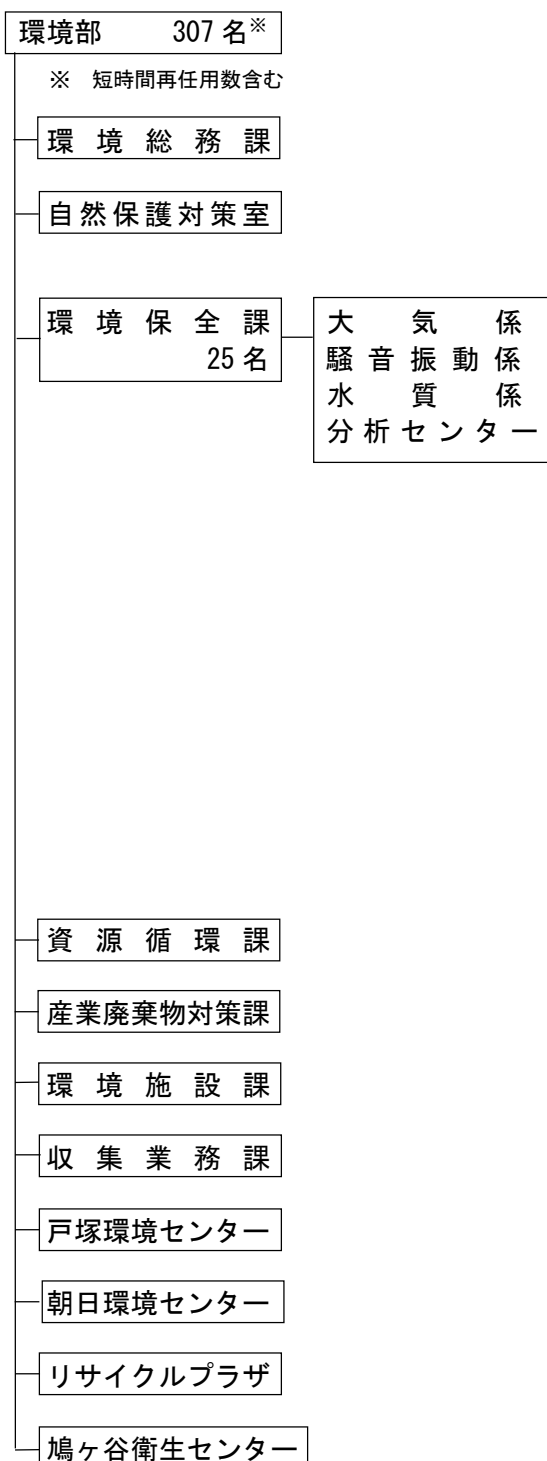
図 1.1.6 用途地域別面積

- 1) 平成30年1月1日現在
- 2) 面積(km²)は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある
- 3) 割合(%)は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

5 行政機構および事務分掌

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

行政機構



事務分掌

- ・ 廃棄物の減量および適正処理に関すること。
- ・ 環境保全に関すること。
- ・ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭の防止ならびにダイオキシン類の対策等に関すること。
- ・ 大気汚染物質、河川・地下水、自動車騒音、ダイオキシン類の常時監視および有害大気汚染物質のモニタリングに関すること。
- ・ 事業所の排水検査および騒音、振動の調査測定ならびに土壌、産業廃棄物等の分析測定に関すること。
- ・ 公害関係法令に基づく届出等に関すること。
- ・ 浄化槽の保守点検および清掃ならびに届出等に関すること。
- ・ あき地の環境保全に関すること。

図 1.1.7 環境部の行政機構および事務分掌の抜粋

6 行政の事業費

令和元年度当初の環境保全関係予算は 479,188 千円で、歳出科目は環境保全総務費と環境保全費となっています。環境保全総務費は人件費を含む総務関係経費で構成され、環境保全費は各種事業・調査・分析等の経費で構成されています（図 1.1.8）。

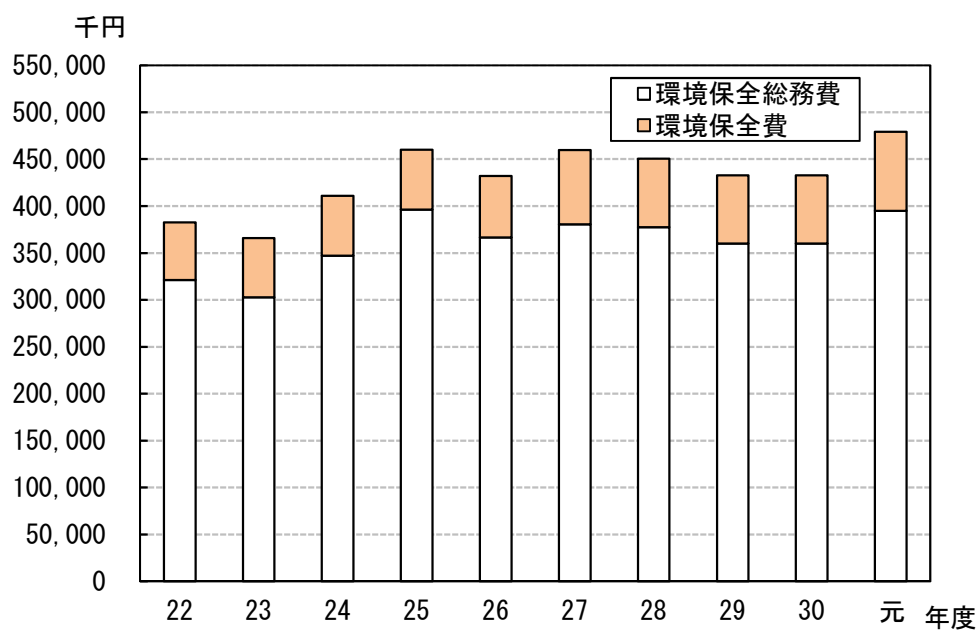


図 1.1.8 当初予算額の推移

第2節 環境問題の展開

1 公害から都市生活型の環境問題へ

高度経済成長期には事業所が主な発生源となり、大気汚染*・水質汚濁*・騒音・振動・悪臭*・地盤沈下*・土壌汚染*の「典型7公害」と呼ばれる、さまざまな公害が問題となりました。現在は、法令の整備や公害防止技術の向上により大幅に改善しています。その反面、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水*による水質汚濁や近隣の騒音等、一人ひとりの生活に起因する都市生活型の環境問題や地球温暖化*をはじめとする地球規模の環境問題により、気候変動・食糧生産・生態系の破壊や人々の健康・生活等にさまざまな影響が及んでいます。

2 地球環境問題

地球環境問題は、発生源や被害・影響が一地域にとどまらず、国境を越えるような地球規模の環境問題を指し、主なものとして、地球温暖化*・酸性雨・熱帯林の破壊・オゾン層*の破壊・海洋汚染*・生物多様性の減退・生態系の破壊等があります。これらは、化石燃料*の燃焼で発生した二酸化炭素・窒素酸化物*・硫黄酸化物等の排出、環境影響を無視した開発や農薬・フロン等の化学物質の漏出等に起因しています。

3 環境問題への取り組み

地球環境問題は、広範囲に影響が及ぶため、従来の産業型公害対策のように法令による規制では十分な対応ができるとはいえません。地球環境を保全していくには、広域的な対策から、一人ひとりのライフスタイルや事業者のビジネススタイルの転換といった取り組みまで、幅広い分野において、環境問題を個々の課題ごとではなく総合的に捉え、計画的に施策を講じることが必要になってきました。

平成5年11月に「環境基本法*」が施行され、平成6年12月には、「第一次環境基本計画*」が閣議決定されました。現在では、「第五次環境基本計画」が定められています。

「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を活用しながら、「経済」、「国土」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、イノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが示されています。

近年では、陸上から海洋へのプラスチックの流出による海洋汚染*が社会問題となり、令和元年5月には、「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。海洋ごみの発生防止策を講じ、「プラスチックとの賢い付き合い方」を国内外に積極的に発信する「プラスチック・スマート」を展開していくこと等が示されています。

本市では、市民・事業者・行政が適正な役割分担と協働のもとに、今ある環境を守り育てていくことを目的として、平成11年4月に「川口市環境基本条例*」を施行し、平成13年3月に「川口市環境基本計画」を策定しました。

その後、環境を取り巻く社会情勢の変化などに伴い改訂を重ね、現在では、「第3次

川口市環境基本計画」により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に向け、取り組んでいます。

また、地球環境問題の中でも、地球温暖化対策（温室効果ガス*の排出抑制）は重要なものとして位置づけられていることから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「川口市地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

平成 31 年 2 月には、脱プラスチックに向けた本市の方針を示しました。まず行政がプラスチックの削減に率先して取り組み、市民・事業者には、徐々に認識を深めていただき、実践に繋げてもらうものです。

イベント等において、本市が提供するうちわをプラスチック製のものから、竹、木、紙製等に切り替えることに始まり、国等の動向を注視しながら、新たな施策等を実施してまいります。

本市は、首都圏にあって埼玉県内でも特に都市化の進んだ地域でありながら、河川や用水路が流れ、屋敷林や斜面林が点在し、樹林地など自然の面影が残されているところもあります。この恵まれた自然環境の保全や快適な都市環境の創造は、重要な課題です。エネルギー利用や環境問題を地球規模で考え、これまで以上に、市民・事業者・行政が協働して地域の環境問題に取り組んでいかななくてはなりません。

